

○小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補助金交付要綱

平成31年3月29日告示第65号

小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のスポーツ指導者・審判員等を発掘、育成し、ジュニア層からスポーツ活動環境の向上を図り、もって市民のスポーツ・レクリエーション活動の推進に資することを目的として、予算の範囲内において、小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関し小矢部市補助金等交付規則（昭和43年小矢部市規則第5号）第21条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

- (1) 公益財団法人小矢部市体育協会（以下「市体育協会」という。）に加盟している競技団体
- (2) 総合型地域スポーツクラブ
- (3) 小矢部市スポーツ推進委員協議会

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象団体に所属する者が次に掲げる講習会（以下「補助対象講習会」という。）を受講し、新たにスポーツ指導者・審判員等の資格を取得する事業とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に定める講習会（スポーツリーダー、スタートコーチ、コーチ1又はコーチ2の資格取得に必要なものに限る。）
- (2) 各競技団体審判員制度等に定める講習会
- (3) スポーツ関係団体公認スポーツ指導者・審判員制度等に定める講習会

2 補助対象団体が補助金の交付を受けようとする場合において、補助対象講習会の受講者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 補助金の交付申請時において、市内に住所を有していること。
- (2) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校

校の教員でないこと。

- (3) 市体育協会加盟団体長から推薦を受けた者又は総合型地域スポーツクラブ若しくは小矢部市スポーツ推進員として指導に当たっている者であること。
- (4) 資格取得後、公益財団法人日本スポーツ協会又は所属する競技団体に指導者として登録する意思があること。
- (5) 資格取得後、本市の要請に応じて、本市が主催又は共催するスポーツ振興事業等の指導者、補助員等として協力できる者であること。
- (6) 職業スポーツ従事者でないこと。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 講習会の受講料
- (2) 取得した資格の登録料
- (3) 旅費（宿泊費及び交通費とし、県外で実施される補助対象講習会を受講する場合に限る。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

- 2 補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 同一の団体に対する補助金の交付は、同一年度において5万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 講習会の実施要綱
- (2) 推薦書（様式第2号）
- (3) 承諾書（様式第3号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補

助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に対して通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、当該通知に係る決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から14日以内に申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

（補助事業の遂行）

第9条 交付決定者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行なわなければならない。

（実績報告書）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了した日から30日以内に、小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）受講料の納入を証する書類の写し
- （2）受講結果の写し
- （3）資格登録料の納入を証する書類の写し
- （4）旅費の支出を証する書類の写し
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、当該報告の内容が適当であると認めたときは、補助金の交付額を確定し、小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補助金確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に対して通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに小矢部市スポー

ツ指導者・審判員等資格取得事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
（補助金の返還）

第13条 虚偽その他不正の行為により、補助金の交付を受けた者があるときは、市長は、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
（失効）
- 2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

(競技団体 代表者)

申請者 住 所

団体名

代表者

印

小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補助金交付申請書

年度において小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補助金の交付を受けたいので、小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

受講者名				
受講者住所				
講習会名				
会場				
期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()			
申請費用	受講料	円	資格登録料	円
	宿泊費	円	交通費	円
資格取得の目的				
現在の指導状況				
備考				

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）小矢部市長

推薦者 団体名
氏 名
住 所
電話番号

⑩

推 薦 書

住 所

氏 名

上記の者は、指導者・審判員等として活動することがふさわしい者と認められるので推薦
します。

※申請者が属する競技関係団体が推薦者として記載すること。

様式第3号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

承諾書

（宛先）小矢部市長

住所 _____

氏名 _____ 印

私の住民登録状況について、関係機関に調査することを承諾します。
また、資格試験合格後、日本スポーツ協会及び所属する競技関係団体に指導者・審判員等として登録し、活動することを承諾します。

様式第4号（第7条関係）

小矢部市指令 第 号

住 所

団体名

代表者

小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補助金については、小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり 交付する・交付しない ことに決定したので通知する。

年 月 日

小矢部市長

印

交付決定額 金 円

（不交付の場合その理由）

様式第5号 (第10条関係)

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

(競技団体 代表者)

申請者 住 所

団体名

代表者

印

小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補助金実績報告書

年 月 日から 年 月 日に参加いたしましたので、小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

受講者名				
受講者住所				
講習会名				
会場				
期間	年 月 日 () ~		年 月 日 ()	
申請費用	受講料	円	資格登録料	円
	宿泊費	円	交通費	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 受講料の納入を証する書類 <input type="checkbox"/> 受講結果の写し <input type="checkbox"/> 資格登録料の納入を証する書類 <input type="checkbox"/> 宿泊及び交通費を証する書類			
備考				

様式第6号（第11条関係）

小矢部市指令 第 号

住 所

団体名

代表者

小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補助金確定通知書

年 月 日付け小矢部市指令 第 号で交付決定した小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補助金については、小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補助金交付要綱第11条の規定により交付金額を金 円に確定する。

年 月 日

小矢部市長

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補助金交付請求書

（宛先）小矢部市長

住 所

団 体 名

代 表 者

印

電 話 番 号

年 月 日付けで額の確定通知のあった小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補助金について、小矢部市スポーツ指導者・審判員等資格取得事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 額	_____ 円	
指 定 振 込 先	金融機関名	本・支店名
口 座 番 号	普通・当座・その他 [_____]	
口 座 名 義	刀かけ	